様式第5号（第6条関係）

文書番号

年　　月　　日

　　　　　　　殿

椎葉村長　　　　　　　　印

年度森林整備地域活動支援交付金事業補助金変更交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあった　　　　年度森林整備地域活動支援交付金事業補助金の変更については、椎葉村森林整備地域活動支援交付金事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により承認し、下記のとおり交付決定します。

記

1　交付決定額　金　　　　　　　　　円

2　交付の条件

⑴　交付金を受領する者（以下「交付金受領者」という。）は、交付金実施要領、宮崎県森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用方針（平成14年6月14日定め。）、その他関係通達に従わなければならない。

⑵　交付金受領者は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、並びに当該収入及び支出についての証拠書類を整備の上、交付金事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5箇年間保管しなければならない。

⑶　交付金受領者が交付の条件に違反したときには、交付金の全部又は一部を返還させることがある。